

公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター 評価業務規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この評価業務規程（以下「規程」という。）は、公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター（以下「住宅センター」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第7条第1項に規定する評価の業務（以下単に「評価の業務」という。）の実施について、法第16条第1項の規程により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 評価の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る技術的助言によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価の業務を行う時間及び休日)

第3条 評価の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前8時30分から午後5時までとする。

2 評価の業務の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 評価の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に申請者等との間において評価の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 住宅センターの所在地は、鹿児島市新屋敷町16番228号とする。

(業務を行う区域)

第5条 住宅センターの業務区域は、鹿児島県全域とする。

(住宅性能評価を行う住宅の種類及び評価の業務を行う範囲)

第6条 住宅センターは、法第7条第2項各号に掲げる住宅の種別に係る評価業務について、住

宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成 12 年建設省令第 20 号。以下「施行規則」という。）第 9 条第 1 号から第 3 号に規定する区分に係る評価の業務を行う。

第 2 章 設計住宅性能評価の実施方法

（設計住宅性能評価の申請）

第 7 条 施行規則第 3 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価（以下単に「設計住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、住宅センターに対し、次の各号に掲げる図書を 2 部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第 3 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価申請書
 - (2) 平成 12 年建設省告示第 1660 号第 1 から第 3 までに定める図書（施行規則第 3 条第 3 項から第 5 項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係わる図書を除く。）
 - (3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、特別評価方法認定書の写し及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類（必要な場合に限る。）
 - (4) 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあつては、その旨及び当該性能表示事項を記載した書面。ただし、(2)に掲げる図書に記載されている場合にあつては、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第 3 条第 1 項に規定する変更設計住宅性能評価（以下単に「変更設計住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、住宅センターに対し、次に掲げる場合に依り、それぞれに掲げる図書を 2 部提出しなければならないものとする。
- (1) 住宅センターにおいて、直前の設計住宅性能評価を行っている場合 前項（1）に掲げる図書及び前項(2)から(4)までに掲げる図書のうち変更に係るもの
 - (2) 住宅センターにおいて、直前の設計住宅性能評価を行っていない場合 前項（1）に掲げる図書、前項(2)から(4)までに掲げる図書のうち変更に係るもの及び直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書
- 3 前 2 項の規定により提出される図書（以下「設計住宅性能評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（住宅センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の受理によることができる。

（設計住宅性能評価の受理及び契約）

第 8 条 住宅センターは、設計住宅性能評価の申請があつたときは、次の事項を審査し、当該設計住宅性能評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第 6 条に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。

- (2) 設計住宅性能評価提出図書に形式上の不備がないこと。
 - (3) 設計住宅性能評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 設計住宅性能評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 住宅センターは、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、住宅センターは、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計住宅性能評価提出図書を返還する。
- 4 住宅センターは、設計住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と設計住宅性能評価に係る契約を締結するものとする。
- 5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。
- (1) 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。
 - (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、住宅センターの求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報を住宅センターに提出しなければならないこと。
 - (3) 評価手数料に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価手数料の額に関すること。
 - (b) 評価手数料の支払期日に関すること。
 - (c) 評価手数料の支払方法に関すること。
 - (4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他住宅センターに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
 - (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - (b) 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、住宅センターに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (c) 申請者は、住宅センターが行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の住宅センターに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価手数料の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) 住宅センターは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価手数料が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。

- (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価手数料の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (6) 住宅センターが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
 - (b) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
 - (c) 設計住宅性能評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

（設計住宅性能評価）

第9条 住宅センターは、法、これに基づく命令及び告示並びに性能評価マニュアル（国土交通省住宅局住宅生産課監修。以下「性能評価マニュアル」という。）に従い、設計住宅性能評価を評価員に実施させる。

- 2 評価の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、設計住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧または提出を求める。
- 4 評価員は、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価を一時中断する。
- 5 前項の規定により設計住宅性能評価を中断した場合においては、住宅センターは、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価を再開しない。

（設計住宅性能評価の申請の取り下げ）

第10条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取り下げ届出書を住宅センターに提出する。

- 2 前項の場合においては、住宅センターは、設計住宅性能評価を中止し、設計住宅性能評価提出書類を申請者に返却する。

（設計住宅性能評価提出図書の変更）

第11条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について住宅センターに通知するものとする。

- 2 前項の通知が行われた場合において、住宅センターが変更の内容が大規模であると認めると

きは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。

(設計住宅性能評価書の交付)

第 12 条 住宅センターは、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに設計住宅性能評価書を交付する。

- (1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
 - (2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
 - (3) 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第 6 条第 1 項の建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）に適合しないと認めるとき。
 - (4) 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったことその他住宅センターに帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。
 - (5) 評価手数料が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別表第 1 に定める方法に従う。
- 3 住宅センターは、第 1 項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第 4 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、申請者に対してその旨を書面をもって通知する。
- 4 設計住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第 3 章 建設住宅性能評価の実施方法

(建設住宅性能評価の申請)

第 13 条 施行規則第 5 条第 1 項に規定する建設住宅性能評価（以下単に「建設住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、住宅センターに対し、次の各号（住宅センターにおいて最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、(2)を除く。）に掲げる図書を 2 部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第 5 条第 1 項に規定する建設住宅性能評価申請書（新築住宅）
 - (2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し
 - (3) 施工状況報告書の様式
 - (4) 建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあつては、同項又は同法第 6 条の 2 第 1 項の確認済証の写し
 - (5) 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあつては、その旨及び当該性能表示事項を記載した書面。ただし、(2)に掲げる図書に記載されている場合にあつては、この限りでない。
- 2 前項の規定に係わらず、施行規則第 5 条第 1 項に規定する変更建設住宅性能評価（以下単に

「変更建設住宅性能評価」という。)を申請しようとする者は、住宅センターに対し、次に掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 住宅センターにおいて、直前の建設住宅性能評価を行っている場合 前項(1)に掲げる図書及び前項(2)から(4)までに掲げる図書のうち変更に係るもの
 - (2) 住宅センターにおいて、直前の建設住宅性能評価を行っていない場合 前項(1)に掲げる図書、前項(2)から(4)までに掲げる図書のうち変更に係るもの及び直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書
- 3 建設住宅性能評価のうち、既存住宅に係るものを申請しようとする者は、住宅センターに対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。
- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書(既存住宅)
 - (2) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図
 - (3) 住宅に関する基本的な事項に関する申告書
 - (4) 評価方法基準第4の3(1)イ後段の規定を適用する場合にあっては、登録住宅性能評価機関が行った現況検査により認められる劣化等の評価の結果を記載した書類
 - (5) 評価方法基準第4の3(1)ロ又はハの規定を適用し、評価対象建築物の図書等で建設住宅性能評価に用いられたものをもって評価を行う場合にあっては、施行規則第15条第1項第1号ロ(1)若しくはハ(2)に掲げる書類(建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したものに限る。)又はその写し及び評価の結果を記載した書類
- 4 申請者は、前2項に掲げる図書が整っていない場合であっても、住宅センターに対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。
- 5 第1項又は第2項の規定により提出される図書(以下「建設評価提出図書」という。)の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。

(建設住宅性能評価の受理及び契約)

第14条 住宅センターは、建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該建設評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第6条に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
 - (2) 形式上の不備がないこと。
 - (3) 記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 住宅センターは、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、住宅センターは、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。
- 4 住宅センターは、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と建設住宅性能評価に係る契約を締結する。

- 5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。
- (1) 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあつては、その旨及び当該性能表示事項に関する事項
 - (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 申請者は、住宅センターの求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報を住宅センターに提出しなければならないこと。
 - (b) 申請者は、住宅センターの評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。
 - (3) 評価手数料に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価手数料の額に関すること。
 - (b) 評価手数料の支払期日に関すること。
 - (c) 評価手数料の支払方法に関すること。
 - (4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他住宅センターに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
 - (c) 申請に係る住宅が、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅又は同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅以外の住宅である場合にあつては、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写しを住宅センターに提出しないときは、業務期日を延期することができること。
 - (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - (b) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、住宅センターに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (c) 申請者は、住宅センターが行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の住宅センターに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価手数料の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) 住宅センターは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価手数料が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価手数料の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (6) 住宅センターが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの

- (a) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
- (b) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
- (c) 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

(建設住宅性能評価)

第 15 条 住宅センターは、法、これに基づく命令及び告示並びに性能評価マニュアルに従い、建設住宅性能評価を評価員に実施させる。

- 2 評価業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者又は工事監理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて建設住宅性能評価を一時中断する。
- 5 評価員は、既存住宅に係る建設住宅性能評価のための検査の後に、申請者から補修等（容易に行うことができるものに限る。）を行った上での再検査を受けたい旨の申し出があつた場合（申請者と所有者が異なる場合は、所有者の同意を得ている場合に限る。）は、建設住宅性能評価を一時中断する。
- 6 第 4 項又は第 5 項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、住宅センターは、その是正が図られるか、又は補修等が完了されるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。

(新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)

第 16 条 申請者は、住宅センターに対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日を別記第 1 号様式により通知しなければならないものとする。

- 2 住宅センターは、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知を受理した日のいずれか遅い日から 7 日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行う。
- 3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した施工状況報告書を住宅センターに提出しなければならないものとする。
- 4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。
- 5 住宅センターは、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則別記第 1 0 号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。

(建設住宅性能評価の申請の取り下げ)

第 17 条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取り下げ届出書を住宅センターに提出するものとする。

2 前項の場合においては、住宅センターは、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出書類を申請者に返却する。

(建設工事の変更)

第 18 条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事に変更された場合においては、その旨及び変更の内容について住宅センターに通知するものとする。

2 前項の通知が行われた場合において、住宅センターが変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならない。

(建設住宅性能評価書の交付)

第 19 条 住宅センターは、新築工事に係る建設住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書を交付する。

- (1) 建設住宅性能評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
- (2) 建設住宅性能評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
- (3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。
- (4) 申請に係る住宅について建築基準法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第 7 条第 1 項の規定による検査を要しない住宅又は同法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号の規定による認定を受けた住宅にあつては、この限りでない。
- (5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったことその他住宅センターに帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかったとき。
- (6) 評価手数料が支払期日までに支払われていないとき。

2 第 12 条第 2 項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。

3 住宅センターは、第 1 項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、申請者に対してその旨を通知する。

第 4 章 評価員等

(評価員の選任)

- 第 20 条** 住宅センターの理事長（理事長が理事会の議決を経て、役員の中から評価機関の代表者を定めその職務を行わせるときは、その者をいう。以下同じ）は、評価の業務を実施させるため、法第 13 条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を 2 名以上選任するものとする。
- 2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができる。
 - 3 既存住宅に係る住宅性能評価の業務に従事する評価員については、登録講習機関（登録制移行前の指定講習機関を含む。）において、既存住宅に係る住宅性能評価に関する講習の課程を修了した者のうちから選任するものとする。
 - 4 評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

(評価員の解任)

- 第 21 条** 住宅センターの理事長は、評価員が次のいずれかに該当する場合には、その評価員を解任するものとする。
- (1) 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

(評価員の配置)

- 第 22 条** 評価の業務を実施するため、評価員を住宅センターに 2 人以上配置する。
- 2 前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価を行わなければならない。
 - 3 住宅センターは、住宅性能評価の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、評価の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

(評価員の教育)

- 第 23 条** 評価員の資質を向上させるため、評価員に対し、住宅センター等が行う評価業務に関する研修等を受講させるものとする。
- 2 法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習等を受講させるものとする。

(評価の業務の実施体制)

- 第 24 条** 評価の業務に従事する職員を、第 20 条第 1 項の規定により配置された評価員を含め、住宅センターに 3 人以上配置する。
- 2 住宅センター理事長は、審査部長を法第 9 条第 1 項第 3 号に規定する専任の管理者に任命する。
 - 3 専任の管理者は、評価の業務を統括し、評価業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書の交付について責任を有するものとする。

(評価員等の身分証の携帯)

第 25 条 評価の業務に従事する職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

2 前項の評価員等の身分証の様式は、別記第 2 号様式により、評価員用と評価の業務に従事する者用とする。

(秘密保持義務)

第 26 条 住宅センターの役員及びその職員（評価員を含む。）並びにこれらの者であった者は、評価の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第 5 章 評価手数料等

(評価手数料の収納)

第 27 条 申請者は、別表第 2 に定める評価業務手数料を、現金又は、銀行振込により納入する。

ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(評価手数料の返還)

第 28 条 収納した設計住宅性能評価手数料は、返還しない。ただし、住宅センターの責に期すべき事由により評価の業務ができなかった場合には、この限りではない。

2 収納した建設住宅性能評価手数料は、取り下げの申請があった場合に限り、別表第 3 により返還する。

(評価手数料を減額するための要件)

第 29 条 評価手数料は、次に掲げる場合には、別表第 4 により減額することができるものとする。

(1) 共同住宅の設計住宅性能評価申請において、過去に同じタイプ等の申請があり、合理的に審査が行えると判断できる場合

(2) 共同住宅の設計住宅性能評価申請において、同じタイプ等の申請が複数棟あり、合理的に審査が行えると判断できる場合

(負担金の納付)

第 30 条 住宅センターは、法第 87 条第 3 項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

第6章 雑則

(登録の区分等の掲示)

第31条 住宅センターは、法第17条の規定に従い、登録の区分その他の施行規則第17条第1項各号に掲げる事項を、各事務所において公衆に見やすいように掲示する。

(評価業務規程等の公開)

第32条 住宅センターは、本規程を業務時間内に公衆の閲覧に供すると共に、インターネット上に開設した住宅センターのホームページ (<http://www.kjc.or.jp>) において公表するものとする。

(財務諸表の備付け)

第33条 住宅センターは、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書を作成し、5年間事務所に備えておくものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第34条 利害関係人は、住宅センターの業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

ただし(2)又は(4)の請求をするには、1,080円を支払わなければならないものとする。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の原本と相違ないことの証明の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、登録住宅性能評価機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - (a) 登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第十八条第二項第四号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - (b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
 - (c) (a)及び(c)に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

(帳簿及び書類の保存)

第 35 条 帳簿又は書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1) 法第 19 条第 1 項の帳簿 評価の業務の全部を廃止するまで
- (2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る契約書その他設計住宅性能評価に要した書類（次号に掲げる書類と同一のものを除く。） 5年間
- (3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、施工状況報告書、建設住宅性能評価に係る契約書その他建設住宅性能評価に要した書類 20年間

(帳簿及び書類の保存方法)

第 36 条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

- 2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 37 条 住宅センターは、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(評価の業務に関する公正の確保)

第 38 条 住宅センター理事長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- 2 住宅センター理事長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。
 - (1) 設計に関する業務
 - (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
 - (3) 建設工事に関する業務
 - (4) 工事監理に関する業務
- 3 住宅センター理事長、役員又はその職員（評価員を含む。）がその役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。）である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合（当該役員又は職員（評価員を含む。）が当該申請に係る住宅性能評価の業務を行う場合に限る。）は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。
 - (1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合
 - (2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項(1)、(2)、(3)または(4)に掲げる業務を行った場合

4 評価員又は機関の役員若しくは職員以外の者は、評価の業務に従事してはならない。

(損害賠償保険への加入)

第 39 条 住宅センターは、評価の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（保険金額が年間 1 事故につき 1 億円であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの）を締結するものとする。

(事前相談)

第 40 条 申請者は、住宅性能評価の申請に先立ち、住宅センターに相談をすることができる。
この場合においては、住宅センターは、誠実かつ公正に対応するものとする。

附 則

この規定は、法第 15 条第 1 項の規定による建設大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 17 年 10 月 3 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 18 年 6 月 16 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 23 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 25 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公益法人の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年12月1日から施行する。

検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日の通知

平成 年 月 日

(公財) 鹿児島県住宅・建築総合センター 殿

申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第6条第1項の規定に基づき、検査対象工程に係る工事が完了（する、した）日を通知します。

記

1. 設計住宅性能評価交付番号 第 号
2. 設計住宅性能評価交付年月日 平成 年 月 日
3. 設計住宅性能評価書交付者
4. 検査対象に係る工事
5. 検査対象工事に係る工事の完了（する、した）年月日 平成 年 月 日
6. 建築場所

別記第2号様式 (第25条関係)

身分証(評価員用)の様式

業務規程第25条第2項に規定する身分証は、以下の仕様及び書式とする。

書式(表面)

	評 価 員 証	写 真
氏 名	○ ○ ○ ○	約(24×30)
生年月日	昭和○年○月○日	
番 号	0 6 3 0 0 0 0 0 0 0	
有効期限	平成○年○月○日	
<p>上記の者は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第13条に規定する評価員であることを証する。 鹿児島市新屋敷町16番228号 公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター 理事長</p>		
		印

書式(裏面)

注 意
1 評価業務に当たっては、本証を常に携帯し、必要に応じ関係者に提示しなければならない。
2 この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3 この証を紛失したときは、直ちに発行者に届けなければならない。
4 この証は、評価員の資格を失ったとき、又は有効期間を経過したときは、直ちに発行者に返還しなければならない。

仕 様

材 質 : プラスチック

大きさ : 約85×54 (mm)

身 分 証（評価員以外の評価業務従事者用）の 様 式

業務規程第25条第2項に規定する身分証は、以下の仕様及び書式とする。

書式（表面）

評価員以外の評価業務従事者		写 真 (24×30)
氏 名	○ ○ ○ ○	
生年月日	昭和○年○月○日	
番 号	0 6 3 0 0 0 0 0 0 0	
有効期限	平成○年○月○日	
上記の者は、業務規程第25条第2項に規定する評価員以外の 評価の業務に従事者であることを証する。 鹿児島市新屋敷町16番228号 公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター 理事長		
		印

書式（裏面）

注 意
1 評価の補助的業務に当たっては、本証を常に携帯し、必要に応じ関係者に提示しなければならない。
2 この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3 この証を紛失したときは、直ちに発行者に届けなければならない。
4 この証は、評価業務従事者でなくなったとき、又は有効期間を経過したときは、直ちに発行者に返還しなければならない。

仕 様

材 質：プラスチック

大きさ：約85×54（mm）

別表第1 (第12条関係)

業務規程第12条第2項に規定する評価書の交付番号

交付番号は、16桁の数字を用いて、以下の通り表記する。	
0 0 0 - 0 0 - 0 0 0 0 - 0 - 0 - 0 0 0 0 0	
① ② ③ ④ ⑤ ⑥	
① 1桁から3桁目	登録性能評価機関番号
② 4桁から5桁目	登録評価機関の事務所毎に付する番号
③ 6桁から9桁目	評価書交付日の西暦
④ 10桁目	1：設計住宅性能評価 2：建設住宅性能評価（新築住宅） 3：建設住宅性能評価（既存住宅）
⑤ 11桁目	1：戸建て住宅 2：共同住宅等
⑥ 12桁から16桁目	通し番号（11桁までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）

別表第2 (第27条関係)

(1) 設計住宅性能評価手数料表

床面積の合計		手数料の額 (円：税込)	
		一般の場合	型式等の場合※
戸建住宅	100㎡未満	34,000	26,000
	100㎡以上200㎡未満	36,000	28,000
	200㎡以上	38,000	30,000
※ 型式等の場合とは、構造の安定に関する事、及び温熱環境に関する事のいずれかの分野を含む2分野以上について住宅型式性能認定書、型式住宅部分等製造者認証書等を活用することで審査を省略できる場合に適用する。			
共同住宅等	200㎡未満	64,000 + M × 7,000	
	200㎡以上500㎡未満	80,000 + M × 7,000	
	500㎡以上1,000㎡未満	118,000 + M × 7,000	
	1,000㎡以上2,000㎡未満	200,000 + M × 7,000	
	2,000㎡以上4,000㎡未満	220,000 + M × 7,000	
	4,000㎡以上6,000㎡未満	240,000 + M × 7,000	
	6,000㎡以上8,000㎡未満	260,000 + M × 7,000	
	8,000㎡以上10,000㎡未満	280,000 + M × 7,000	
	10,000㎡以上	300,000 + M × 7,000	
M: 評価対象住戸数(変更申請にあつては、変更住戸数)、アンダーラインは、基本手数料を示す。			
備考			
1. 設計住宅性能評価に係る床面積の算定は、以下の表による。			
(1)	設計住宅性能評価を申請する場合(次の(2)から(4)までに掲げる場合を除く。)	当該建築に係る部分の床面積	
(2)	変更設計住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価を住宅センター以外の者から受けている場合	当該建築に係る部分の床面積 (床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)	
(3)	変更設計住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価を住宅センターから受けている場合	<p>当該建築に係る部分の床面積の2分の1 (床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)</p> <p>ただし、変更となる評価分野が、3項目までにあつては、当該建築に係る部分 (共同住宅等にあつては、当該変更に係る住戸) の床面積に応じた手数料に、次の率を乗じた額とする。</p> <p>① 1項目の場合 20%</p> <p>② 2項目の場合 30%</p> <p>③ 3項目の場合 40%</p> <p>なお、次のいずれかの内容の変更を申請する場合は無料とする。</p> <p>① 設計住宅性能評価申請書の申請者等の概要の変更の場合</p> <p>② 地名地番の変更の場合</p> <p>③ 等級の変更がなく評価方法基準等への適合性が容易に判断できる変更の場合</p>	
(4)	住宅センターが設計住宅性能評価審査中であつた住宅の計画を変更する場合	当該建築に係る部分の床面積の2分の1 (床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)	
備考			
2. 設計住宅性能評価の申請手数料の額は、設計住宅性能評価申請一件 (棟毎申請) につき上記に定める手数料額とする。			
3. 延べ面積の1/2以上を住宅の用に供し、かつ、住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が50㎡以内の兼用住宅は、戸建住宅の手数料表を適用する。			

(2) 建設住宅性能評価手数料表(新築住宅)

床面積の合計		手数料の額 (円：税込)
戸建住宅	100㎡未満	36,000 + N × 10,000
	100㎡以上200㎡未満	43,000 + N × 10,000
	200㎡以上	58,000 + N × 10,000
共同住宅等	200㎡未満	N × <u>37,000</u> + M × 6,000
	200㎡以上500㎡未満	N × <u>40,000</u> + M × 6,000
	500㎡以上1,000㎡未満	N × <u>50,000</u> + M × 6,000
	1,000㎡以上2,000㎡未満	N × <u>70,000</u> + M × 6,000
	2,000㎡以上4,000㎡未満	N × <u>80,000</u> + M × 6,000
	4,000㎡以上6,000㎡未満	N × <u>90,000</u> + M × 6,000
	6,000㎡以上8,000㎡未満	N × <u>100,000</u> + M × 6,000
	8,000㎡以上10,000㎡未満	N × <u>120,000</u> + M × 6,000
	10,000㎡以上	N × <u>150,000</u> + M × 6,000
M: 評価対象住戸数 N: 検査を行う回数、アンダーラインは、基本手数料		
備考		
1. 建設住宅性能評価に係る床面積の算定は、以下の表による。		
(1)	建設住宅性能評価を申請する場合(次の(2)から(4)までに掲げる場合を除く。)	当該建築に係る部分の床面積
(2)	変更建設住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の建設住宅性能評価を住宅センター以外の者から受けている場合	当該計画変更に係る部分の床面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)
(3)	変更建設住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の建設住宅性能評価を住宅センターから受けている場合	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては当該増加する部分の床面積)
(4)	住宅センターが建設住宅性能評価審査中であった住宅の計画を変更して住宅を建築する場合	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては当該増加する部分の床面積)
2. 建設住宅性能評価の申請手数料の額は、建設住宅性能評価申請一件(棟毎申請)につき上記に定める手数料額とする。		
3. 共同住宅又は長屋に係る建設住宅性能評価に係る住宅毎に定まる性能に関する検査は、対象住戸の10分の1(小数点以下は、切り上げる。)の住戸を検査対象として抽出し、目視又は計測により行う。		
4. 共同住宅又は長屋に係る建設住宅性能評価において、申請者の希望により、評価対象住戸数の10分の1(小数点以下は、切り上げる。)を超えて、住戸毎に定まる性能に関する目視又は計測を行う場合は、申請者の希望する総住戸数から評価対象住戸数の10分の1(小数点以下は、切り上げる。)を減じたものに、20,000円(税込)を乗じた額を加算する。		
5. 建設住宅性能評価を行う住宅の所在地が、離島である場合、宿泊を伴う場合は、それぞれに係る費用を実費加算する。		
6. 延べ面積の1/2以上を住宅の用に供し、かつ、住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が50㎡以内の兼用住宅は、戸建住宅の手数料表を適用する。		

(3) 建設住宅性能評価手数料表(既存住宅)

①戸建住宅の現況検査(必須項目)

延べ面積の合計	手数料の額 (円：税込)
200㎡未満	68,100
200㎡以上	73,500
備考 1. 設計図書等がない場合は、別途見積とする。 2. 共同住宅等は、別途見積とする。	

②特定現況検査(選択項目)

延べ面積の合計	手数料の額 (円：税込)
200㎡未満	32,400
200㎡以上	別途見積

③戸建住宅の個別性能検査(選択項目)

延べ面積の合計	手数料の額(円：税込)	
	一般の場合	新築時に建設住宅性能評価書が 交付された住宅
構造の安定に関する事	64,800	20,600
火災時の安全に関する事	5,800	3,300
維持管理・更新への配慮に関する事	—	3,300
空気環境に関する事	5,800	3,300
光・視感興に関する事	9,800	3,300
高齢者等への配慮に関する事	9,800	3,300
防犯に関する事	5,800	3,300
備考 1. 設計図書や計算書がない場合は、別途見積とする。 2. 空気環境に関する事は、6-2換気対策による。6-2以外は、別途見積とする。 3. 共同住宅等は、別途見積とする。		

(4) 設計・建設住宅性能評価書の再交付手数料

施行規則第4条第4項及び第7条第4項に基づく場合又は別表第2(1)設計住宅性能評価手数料表の備考1(3)なお書きによる変更に基づき、住宅性能評価書の再交付を申請する場合の手数料は、1通につき2,000円(税込)とする。

(5) 室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行う場合の手数料加算額

測定を行う化学物質		手数料の額 (円: 税込)
戸建住宅	ホルムアルデヒド	44,000
	ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン	66,000
共同住宅等	ホルムアルデヒド	23,000 + M × 21,000
	ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン	24,000 + M × 42,000
<p>M: 評価対象住戸数</p> <p>※1 測定の方法は、簡易測定機器(測定パッドによるパッシブ採取方式)による方法とする。</p> <p>※2 住宅性能評価方法基準6-4(3)イ採取条件③に規定されている窓及び扉の開閉等の測定環境の設定は、申請者が行うものとする。</p> <p>※3 戸建住宅の測定は竣工検査と同時に行うものとする。</p> <p>備考</p> <p>1. 室内の化学物質を測定する場合の手数料は、以下の手数料を加算額した額とする。 室内空気中の化学物質の濃度等の評価の測定については、すべての評価対象住戸を検査対象とする。</p>		

(6) 住宅センター以外の者が設計住宅性能評価を行った場合の手数料加算額

床面積の合計		手数料の額 (円: 税込)
戸建住宅	100㎡未満	11,000
	100㎡以上200㎡未満	13,000
	200㎡以上500㎡未満	21,000
	500㎡以上	30,000
共同住宅等	500㎡未満	32,000 + M × 9,000
	500㎡以上1,000㎡未満	42,000 + M × 9,000
	1,000㎡以上2,000㎡未満	62,000 + M × 9,000
	2,000㎡以上10,000㎡未満	160,000 + M × 9,000
	10,000㎡以上50,000㎡未満	300,000 + M × 9,000
	50,000㎡以上	750,000 + M × 9,000
<p>M: 評価対象住戸数</p> <p>備考</p> <p>1. 住宅センター以外の機関が住宅設計性能評価を行った場合の、建設住宅性能評価の申請手数料の額は、設計住宅性能評価申請一件(棟毎申請)につき上記に定める額を加算するものとする。</p>		

別表第3 (第28条第2項関係)

評価手数料の返還額

申請の取り下げを行った時期	当該申請手数料に乗ずる率
建設住宅性能評価の申請書を乙が受理した日から第1回目の現場検査の前日まで	0.95
第1回目の現場検査を実施した日から竣工時(最終回)の現場検査を実施する日の前日まで	$1 - \{ (J \div N \times 0.95) + 0.05 \}$ ※ Jは申請の取り下げの日までにすでに実施した現場検査の回数とし、Nは検査回数とする。
竣工時(最終回)の現場検査を実施した日以降	0.0(返還しない)
※ 1,000円未満切捨	

別表第4 (第29条(1)、(2)号関係)

評価手数料の減額

(1)、(2)号関係 : 評価手数料の減額(千円未満は切り捨て)
1. 評価業務規程第29条第(1)、(2)にかかる割引額は、別表2-第1:設計住宅性能評価手数料に掲げる基本手数料のうち、該当する項の基本手数料の1/3の額を減額する。